

## 2014年度ソウルジャパンクラブ建議事項への検討意見

課題番号 1	(建議内容)通常賃金の定義及び計算方法	
関係部処 担当者	雇用労働部 賃金勤労時間改革推進団カン・コムン事務官 044-202-7544	
検討 意見	検討結果	部分受入
	検討内容	<input type="checkbox"/> 大法院の全員合意体の判決は、通常賃金の概念及び算入範囲などを明確に規定しながらも、これまでの労使信頼原則を強調 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去について論争するより未来へ進むとの意味</li> </ul> <input type="checkbox"/> 従って、これからは全員合意体の判決の内容及び趣旨に沿って賃金構成を単純化し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職務・成果中心の賃金体系を通じて通常賃金のみならず、定年延長及び長時間勤労の改善を図る未来志向の賃金体系への改編の取り組みが必要</li> </ul> <input type="checkbox"/> 大企業・公共部門(経営評価反映済み)中心に <b>賃金ピーク制度の導入</b> に向けた <b>労使間協議・交渉を支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小企業に対しては賃金ピーク制度導入のための<b>コンサルティング・財政支援</b>など準備の支援を拡大</li> <li>○ <b>先導グループの発掘、労使協力への支援</b>などを通じて職務・成果・能力中心の<b>賃金体系への改編</b>に向けた環境作り(関係部処、関係機関合同)</li> </ul>
推進 計画	細部推進 計画	<input type="checkbox"/> 全員合意体の判決を基本とし、法律に通常賃金の基準と範囲を明確に規定できるよう政労使間の議論を通じて早急に通常賃金の立法案をまとめる
	推進完了 予定日	
	推進日程	<input type="checkbox"/> 2015 年

課題番号 2		(建議内容)勤労基準法における不利益変更時の同意義務の撤廃
関係部処 担当者		雇用労働部 勤労基準政策課カン・コムン事務官 044-202-7544
検討 意見	検討結果	長期検討
	検討内容	<p>□ 就業規則は勤労関係の主な内容を盛り込んでいるにもかかわらず、団体協約と異なり使用者によって一方的に定まるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 勤労条件の不利益変更がある場合は、既存の勤労者の信頼保護及び使用者の恣意的な解釈防止のため現行通り勤労者集団の同意を得るのが勤労者の権益保護の面で合致し、</li> <li>－ 勤労条件対等決定原則により同規定は存置する必要あり</li> </ul> <p>○ 従って、建議内容の不利益変更に対する勤労者集団の同意規定撤廃には慎重な検討が必要</p> <p>○ 現在も就業規則変更手続が硬直運営されることを防ぐために、社会通念上合理性がある場合は勤労者集団の同意手続踏まなくても有効だと見ているため就業規則変更手続を弾力的に運営*しており、判例**も同じ立場である</p> <p>*「就業規則の解釈及び運営指針(勤労基準課-1118、2009.4.24)</p> <p>**大法院 2001.1.5、99ダ 70846 など</p> <p>○ 但し、勤労条件の合理的な適用のために就業規則変更の基準・手続及び社会通念上合理性の有無についての解釈指針を設ける予定</p> <p>□ 就業規則の作成及び変更時の雇用労働部長官への申告義務の撤廃、判断力ある司法機関の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就業規則による勤労条件の変更が使用者によって一方的に定まる場合があり、</li> <li>－ 使用者の恣意的な就業規則変更時に労使間紛争が発生する余地があるため申告義務を付与中</li> </ul> <p>○ 従って、事業主の申告義務を簡素化する方法については慎重に検討中</p>
推進 計画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	

<p>課題番号 3</p>	<p>(建議内容)有給休暇の買い取り禁止</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>雇用労働部 賃金勤労時間改革推進団チェ・スンフン事務官 044-202-7546</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p><u>受入困難</u></p>
	<p>検討内容</p>	<p> <input type="checkbox"/> 有給休暇の買い取りを廃止する場合、年次休暇を自由に活用できない状況で休暇を使えず、補償も受けられない不合理な結果を招く  <small>*年次休暇の消化率が低い状況(2012年 46.6%、韓国文化観光研究院)</small>  <input type="checkbox"/> 未使用年次休暇の買い取りを制度的に禁止する方策については慎重な検討が必要   <input type="checkbox"/> 労使自らが現行の「年次休暇使用促進制度(勤労基準法第 61 条)」を積極的に活用し、  <small>*年次休暇使用促進制度を通じて勤労者に告示するなど正当な手続き踏めば買い取りをしないことも可能</small>  <input type="checkbox"/> 休暇使用文化を定着させ、年次休暇の消化率を高める必要あり </p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	<p><input type="checkbox"/> 年次有給休暇の消化率向上など、働き方及び勤労文化の改善に向けた政府を挙げてのキャンペーン及び広報を実施(年中)</p>
	<p>推進完了 予定日</p>	<p><input type="checkbox"/> 2015 年 12 月</p>
	<p>推進日程</p>	<p> <input type="checkbox"/> 「一家両得*」キャンペーン及び長時間勤労の改善に向けた広報を継続的に展開(年中)  <small>*訳注:「一挙両得」に因む</small> </p>

<p>課題番号 4</p>	<p>(建議内容)ー非正規職の使用期間制限の延長 ー使用期間制限のない特定職種の設定 ー常用雇用手遣事業の法制度化の検討</p>
<p>関係部処 担当者</p>	<p>雇用労働部 雇用差別改善課パク・ヨン事務官 044-202-7576、 アン・テファン事務官 044-202-7575</p>
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果 長期検討</p>
	<p>検討内容</p> <p>□ 非正規職の使用期間制限(2年)は、企業の雇用柔軟性と勤労者の雇用安定間のバランスを図るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用保護に対する当為性が低いか業務または契約の特性上、期間制限が不合理な場合などはすでに例外*として規定しているため、一部の特定職種*は事実上、使用期間制限がないのと同様 <ul style="list-style-type: none"> <li>*事業の完了期間を決めた場合、休職・派遣など欠員の代替、高齢者の使用、専門知識の活用、政府の福祉政策・失業対策による仕事提供など</li> <li>**博士、技術士、その他専門職種(建築士、弁護士、医師、薬剤師など)</li> </ul> </li> <li>○ 全体賃金勤労者に非正規勤労者が占める割合が減少(定期職転換など)するなどプラス効果が出ている現時点において一括的な使用期間延長は適切でないと判断される</li> <li>○ 但し、立法の趣旨にも拘らず、一方では勤労者を交替使用したりアウトソーシングするなど法律を回避する現象が起きており、当該勤労者の雇用依然不安な面があるのも現実であるため改善策作りは必要</li> <li>○ そこで、合理的かつ適正な水準で使用期間を一部調整*する方策を「非正規職総合対策」(2014年12月29日発表)に盛り込んでおり、今後、政労使委員会の議論結果などを反映してフォローアップする計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>*期間制・派遣勤労者の雇用安定のため、勤労者が申請すれば使用期間制限を延長(例:2年範囲以内、35歳以上対象)する一方、延長期間満了後に正規職に転換しない場合は転職手当を支給</li> </ul> </li> </ul> <p>□ 常用型派遣は、勤労者の雇用安定に寄与する面はあるが、派遣を固着化したり既存の正規勤労者をむしろ派遣勤労者化して勤労者の雇用不安と勤労条件の悪化を招く恐れがあるとの反対論も相当ある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー従って、常用型派遣の導入は、今後、労働市場の状況や労使及び関係専門家間の十分な議論を経て慎重に検討する必要がある</li> <li>ー但し、政府は派遣勤労者の雇用安定及び無期契約への転換促進に向け派遣勤労者の正規職転換支援金*制度を導入(2015年)している <ul style="list-style-type: none"> <li>*賃金上昇分の50%(月60万ウォン限度)を1年間支援</li> </ul> </li> </ul>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進計画 □ 政労使委員会の議論(2015年3月)の結果を反映してフォローアップ推進計画を別途確定する</p>
	<p>推進完了予定日</p>
	<p>推進日程</p>

<p>課題番号 5</p>	<p>(建議内容) 1.業者の円滑な関税調査準備のため調査目的(項目)と手続を明確化 2.健全な納税文化作りのため課税よりは納税者へのアドバイスを強化</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>関税庁 法人審査課ハン・ヨンウ事務官 042-481-7981 関税庁 企画審査チームキム・キヒョン事務官 042-481-7885</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>受入済み</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> (建議 1)関税庁は、円滑な関税調査のために調査開始の 10 日前までの業者への事前通知を義務付けており、これは法定期限*より準備期間をさらに長く付与していることを意味 *(関税法第 114 条)調査開始 7 日前までの事前通知規定 ○ また、事前通知の際、具体的な調査目的・調査対象・調査期間・調査公務員の人的事項なども案内し、 ○ 業者が円滑に資料準備できるように「企業審査標準準備資料目録表」を添付・案内している</p> <p><input type="checkbox"/> (建議2)関税庁は、関税調査終了の際、「関税コンサルティング」を通じて関税調査結果及び誠実申告方法などを案内し、調査結果について意見を述べる機会を必ず付与している ○ また、「関税納税者のための誠実申告ガイドライン」*を発刊して輸出入団体、関係機関などに配布し、「誠実申告案内説明会」を開催して企業の法令順守度向上及び健全な納税文化作りにも積極的に取り組んでいる *関税庁ホームページ(www.customs.go.kr)でも参考可能</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	<p><input type="checkbox"/> 「誠実申告ガイドライン」の案内冊子の配布及び巡回コンサルティング開催</p>
	<p>推進完了 予定日</p>	<p><input type="checkbox"/> 2015 年 6 月</p>
	<p>推進日程</p>	<p><input type="checkbox"/> 「誠実申告ガイドライン」の案内冊子の配布及び巡回コンサルティング開催 (2015 年 6 月)</p>

<p>課題番号 5</p>	<p>(建議内容) 1.業者の円滑な関税調査準備のため調査目的(項目)と手続を明確化 2.健全な納税文化作りのため課税よりは納税者へのアドバイスを強化</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>国税庁 調査企画課 シン・ジェボン書記官 044-204-3512</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>受入済み</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> (建議 1)国税庁は、調査着手前に調査対象に選んだ理由や調査の手続き、準備事項などを納税者に説明する税務調査オリエンテーションと税務調査ガイドブックを通じて案内している</p> <p><input type="checkbox"/> (建議2)国税庁は、調査期間の終了日を税務コンサルティングの日として定め、調査結果の摘出内容や課税の根拠、事後の会計処理方法などを説明している</p> <p>○ また、2014年10月から納税者が調査過程において疑問・苦情などがある場合、調査を担当する課長との面談を申込み、調査チームと見解が違うところについては納税者説明書を提出できる納税者説明書提出制度を運営している</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	<p><input type="checkbox"/>該当なし</p>
	<p>推進完了 予定日</p>	<p><input type="checkbox"/>該当なし</p>
	<p>推進日程</p>	<p><input type="checkbox"/>該当なし</p>

課題番号 6		(建議内容)最低限税率の増加の抑制
関係部処 担当者		企画財政部 租税特例制度課チャ・ヒョンジョン事務官 044-215-4132
検討 意見	検討結果	長期検討
	検討内容	<input type="checkbox"/> 韓国政府は、非課税・減免の整備を継続的に進めており、それに伴い国会などの議論を経て2012・2013年に最低限税率を引き上げた <input type="checkbox"/> 最低限税率は非課税・減免制度の総合的な運営方向と共に検討すべき事柄である
推進 計画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	

<p>課題番号 7</p>	<p>(建議内容)過少資本税制の適用基準の維持(3倍)、あるいは強化する場合は適用まで猶予期間付与</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 国際租税制度課キム・ミジン事務官 044-215-4335</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p>□ 今回の過少資本税制適用基準強化は、過少資本税制に沿って課税されているケースがほとんどないため制度の実効性を確保するためのもの</p> <p>○ また、最近OECD加盟国が自国の課税権が蚕食されないよう過少資本税制を強化する傾向にあることを考えると、韓国も過少資本税制適用基準を強化する必要がある</p> <p>*オーストラリアの場合、2014年の法改正で過少資本税制適用基準を従来の3倍から1.5倍に調整し、制度をさらに強化</p> <p>□ また、国内企業の平均負債比率を考慮して借入金の倍数基準を3倍から2倍に引き下げているため、同基準は適正だと判断される</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	



<p>課題番号 8</p>	<p>(建議内容)海外特殊関係者との取引が国際租税調整法上、移転価格に特に問題がない限り、当事者間の約定による特許の実施(ROYALTY)、商標使用料を認定</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>国税庁 国際調査課イ・ソンジユ事務官 044-204-3652</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p>□ 内国法人が海外特殊関係者に支払う使用料は、ノウハウや技術支援などの役務を提供され内国法人の事業との関連性が認められる場合に法人税法上の損金認定が可能で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ その支払金額は、国際租税調整に関する法律上の正常価格の範囲内で損金として認めている</li> <li>○ これは、日本などの外国投資企業のみならず、内国法人にも同一適用されるもので国際的な課税基準にも合致する規定である</li> </ul>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

<p>課題番号 9</p>	<p>(建議内容)関税の更正と修正申告時の修正税金計算書の発行 (更正または修正申告の際、事由を問わず修正輸入税金計算書を発行)</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 付加価値税制課キム・ヨンゲン主務官 044-215-4241</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p>□ 修正輸入税金計算書の発行規定(付加価値税法第 35 条)を改正した趣旨は、税関長が関税調査などを通じて税額を追徴するケースとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輸入者に帰責事由がある場合は修正税金計算書を発行できないようにすることで付加価値税の仕入税額控除を不許し、<b>誠実申告を誘導し誠実申告者との課税不公平を解消</b>するため導入した</li> </ul> <p>□ 建議のように帰責事由に関係なく 修正輸入税金計算書を発行するのは<b>修正輸入税金計算書発行規定の改正趣旨に反する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輸入価格を<b>虚偽申告した輸入者</b>はその修正輸入税金計算書を根拠にして付加価値税仕入税額控除を受け、<b>虚偽申告に対する追徴実益が無く</b>なり、<b>誠実申告者との課税不公平問題が発生する</b></li> </ul>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

<p>課題番号 10</p>	<p>(建議内容)外国人投資に対する法人地方所得税減免の改正</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>行政自治部 地方税政策課パク・ソングン事務官 02-2100-1777</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 租税論理上の控除・減免の整備ではなく課税体系を改編*した事柄で、当初の租税特例制限法に基づいた法人税減免は従来通りに維持 *従来の地方所得税には原則、個別控除・減免の規定がなく、付加税構造上、法人税減免政策による地方税の税負担恩恵を反射的に享受した事項</p> <p><input type="checkbox"/> 既に取得税・財産税減免について十分支援(7~15年間、2012年380億)している状況で、外国投資法人に限り差別化した減免を適用するのは困難 ※従来通りの減免を認める場合、国内の他の企業にも同一の減免を認めなければならない問題がある</p> <p><input type="checkbox"/> 減免 10%縮小を通じた困難な地方財政の拡充に企業の積極的な協力が必要</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

<p>課題番号 11</p>	<p>(建議内容)外国所在の親会社の資産総額算定時の適用換算率</p>				
<p>関係部処 担当者</p>	<p>中小企業庁 政策総括課キム・ジョンギル主務官 042-481-8913</p>				
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>受入困難</p>			
	<p>検討内容</p>	<p>□ (現況)「中小企業基本法施行令」第 7 条の 2 第 3 項は、外国法人の資産総額をウオン貨に換算する場合、直前 5 カ年の事業年度の平均換算率を適用するよう規定している</p> <p>○ 同規定は 2013 年度のSJC制度改善要請に応じて短期間為替変動性を緩和するために改正された(2014 年 4 月)</p> <table border="1" data-bbox="614 831 1390 981"> <thead> <tr> <th data-bbox="614 831 991 869">従来</th> <th data-bbox="991 831 1390 869">改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="614 869 991 981">直前事業年度末日現在の換算率 または直前事業年度の平均換算率</td> <td data-bbox="991 869 1390 981">直前 5 カ年事業年度の平均換算率</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ (建議要旨)会社設立日(増資が行われた場合は増資日)の換算率または当該事業年度末日の換算率を適用するよう改正要請</p> <p>□ (検討結果)資産の変動性及び改正事由を考えると受入困難</p> <p>○ 企業の経済的資源である資産規模を算定するにあたり、会社設立登記日の換算率の固定適用は基本的に貨幣価値の変動性を反映できない</p> <p>*実例として、「法人税法施行令」第 76 条では、法人が所有した貨幣性外貨資産をウオン貨に算定する際に会計期間末の売買基準率を適用</p> <p>○ また、当該事業年度末日現在の換算率適用は、当初短期間の為替変動性を緩和するため改正を要求したSJCの意見とも背馳する</p> <p>*「当該」事業年度末日は中小企業該当可否を判断する時点では未来時点であるため適用そのものが不可能</p>	従来	改正	直前事業年度末日現在の換算率 または直前事業年度の平均換算率
従来	改正				
直前事業年度末日現在の換算率 または直前事業年度の平均換算率	直前 5 カ年事業年度の平均換算率				
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>				
	<p>推進完了 予定日</p>				
	<p>推進日程</p>				

<p>課題番号 12</p>	<p>(建議内容)国税の正常価格または関税の課税価格を更正する場合に更正請求対象を法令に具体的に規定</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 国際租税制度課イ・ジュソク事務官 044-215-4334 多者関税協力課ソ・ヨンジュ事務官 044-215-4461</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p><u>受入済み</u></p>
	<p>検討内容</p>	<p>&lt;関税→国税の更正請求&gt;  <input type="checkbox"/> 「国際租税調整に関する法律(国租法)」第 10 条の 2①に基づき、国税の正常価格と関税の課税価格間の調整のための更正請求対象は、  <input type="checkbox"/> 税関長の更正処分によって関税の課税価格と申告された国税の課税標準になった取引価格間に差が発生した場合である</p> <p><input type="checkbox"/> また、2014 年 12 月 31 日、「国租法」第 10 条の 2③を改正し、国税と関税の課税価格間の調整のための更正は関税の課税価格が国租法上の正常価格として認められる場合であることを明確にした</p> <p>&lt;国税→関税の更正請求&gt;  <input type="checkbox"/> 「関税法」第 38 条の 4 第 1 項に基づき、国税の正常価格と関税の課税価格間の調整のための更正請求対象は、  <input type="checkbox"/> 地方国税庁長あるいは税務処長の更正処分または国税庁長の事前承認(APA)関税の課税価格と申告された国税の課税標準となった取引価格間に差が発生した場合である。</p> <p><input type="checkbox"/> また、「関税法」第 38 条の 3 第 2 項に基づき、関税価格の更正は当該輸入品の取引価格調整方法や計算根拠などが関税法上の課税価格*と認められる場合である  *第 30 条から第 35 条までの課税価格決定方法</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

課題番号 13		(建議内容)過少資本税制適用の場合、納税者が通常条件で行われた借入であることを証明する書類を提出する際の課税当局の承認手続関連規定などの制定
関係部処 担当者		企画財政部 国際租税制度課キム・ミジン事務官 044-215-4335
検討 意見	検討結果	受入困難
	検討内容	<input type="checkbox"/> 承認期限、効力などについては規定されておらず、納税者の予測可能性を高めるために資料提出後の後続手続などについて規定する必要は認めるが、 <input type="checkbox"/> ここ 4 年間、納税者の資料提出事例がなかった点などを考えると改正の実益は大きくない
推進 計画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	

<p>課題番号 14</p>	<p>(建議内容)韓国に拠点をもっていない日本企業の生産委託に関する付加価値税の取り扱い (租税条約上、恒久的施設(PE)と事業場の範囲が一致)</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 付加価値税制課キム・ヨンゲン主務間 044-215-4241</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 付加価値税は消費地国の課税原則に従って、租税条約とは異なり付加価値税法上の国内事業場に該当すれば付加価値税を申告・納付することが妥当</p> <p><input type="checkbox"/> 租税条約上、恒久的施設(固定事業場)は、所得をどの国で課税するかの問題である</p> <p>○ 付加価値税は、財貨または役務の供給に対して課税するか否かの問題であるため租税条約と基準を異にするのが妥当</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

<p>課題番号 15</p>	<p>(建議内容)教育税法上における繰越欠損金制度の導入及び現物金融商品取引損益と金融デリバティブ(派生)商品取引損益の通算の許可</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 金融税制チームキム・ミョンソン主務官 044-215-4163</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p> <input type="checkbox"/> 金融・保険業者に対しては、全ての財貨・役務の供給に賦課する付加価値税を免除する代わりに教育税を課税  <input type="checkbox"/> これに伴い、収益に対する課税原則及び四半期別課税制度を採択して運営中  <input type="checkbox"/> 金融・保険業者の課税標準は外形課税を原則にして損益の通算なく収益金額を課税標準にするが、低い税率(0.5%)で課税している  <input type="checkbox"/> 建議内容の現物金融商品及びデリバティブ商品の取引損益の通算は教育税の外形課税原則に合致しない  <input type="checkbox"/> 純損益に課税される取引に対して繰越欠損金を認めるのは、個別取引の収益金額に対して低い税率(0.5%)で課税する教育税の課税体系に背馳する  <input type="checkbox"/> 課税期間以内の損益通算のみ許可している現行の制度上、一部の損益通算取引に対してのみ繰越控除を許可するのは難しい </p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	



<p>課題番号 16</p>	<p>(建議内容)店頭デリバティブ(派生)商品売買に伴う危険額限度規制の緩和</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>金融委員会 ソン・ヒギョン事務官 02-2156-9874</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p> <input type="checkbox"/> デリバティブ商品は元本超過損失が可能な超ハイリスク商品 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 店頭デリバティブ商品は、取引所内デリバティブ商品と異なり、決済履行を保証する清算機関が不在するため取引相手の決済リスクがより高い</li> </ul> <input type="checkbox"/> 最近、店頭デリバティブ商品取引の決済履行を保証する中央清算所(CCP)が導入されたが、 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取引対象が特定商品(適格IRS)にのみ制限され、ほとんどの店頭デリバティブ商品取引に対する決済リスクは依然存在する</li> </ul> <input type="checkbox"/> 今後CCPの対象拡大を通じた決済履行の推移などを考慮し、店頭デリバティブ商品に対する規制を中長期的に検討する </p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

課題番号 17		(建議内容)先物為替ポジション限度規制の緩和・廃止
関係部処 担当者		企画財政部 外為制度課イム・チェジョン事務官 044-215-4751 チヨン・ヘユン事務官 044-215-4752
検討 意見	検討結果	長期検討
	検討内容	<input type="checkbox"/> 先物為替取引に関する短期外債増加などシステムリスクの遮断、外国為替部門の健全性向上に向け 2010 年に先物為替ポジション制度を導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ その結果、短期外債の減少など、制度導入のプラス効果を達成</li> <li>○ 特に、外国銀行支店の場合は、主に国外本店からの借入を通じて外貨資金を調達している特殊性を反映し、国内の外国為替銀行に比べて限度設定における特例を認めている点を考える必要がある</li> </ul> <p>* (国内銀行)自己資本の 50%→40%→30%</p> <p>** (外国銀行支店)自己資本の 250%→200%→150%</p> <input type="checkbox"/> 但し、必要であれば今後の資本流出の可能性に備え、外国為替健全性措置全般に対する点検の一つとしてポジション限度を再調整するか否かについても検討する計画
推進 計画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	

<p>課題番号 18</p>	<p>(建議内容)ヘッジ比率確認対象を大口取引に限定するか、もしくは事後的かつ定期的な確認にするなど「外為派生商品リスク管理基準」の緩和</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>金融監督院 外為監督局外為業務チームキム・キョンジン先任調査役 02-3145-7933</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p>□ 現時点において、企業の過度な為替ヘッジ(Overhedge)防止及び<b>金融会社の健全性向上</b>などに向け導入した<b>同制度の緩和は受入困難</b></p> <p>○ 特に、ヘッジ比率*確認対象を大口取引に限定するか、もしくは事後確認に変更するなど<b>同規制を緩和する場合には、</b></p> <p>*企業投資家が保有しているか保有しようとする危険回避対象の資産・負債・契約などで発生し得る金額(A)比、限度付与期間中当該金融機関または他金融機関(輸出保険公社の<b>為替変動保険を含む</b>)で締結した新規外為派生商品取引額を合算した金額(B)の比率(B/A)</p> <p>○ <b>取引規模を分けて規制回避でき、過度な為替ヘッジ予防が困難であるため事前に与えられた限度を通じた管理を主な手段とする同制度の実効性が大きく低下する可能性がある</b></p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

課題番号 19	(建議内容)金融機関の業務委託に関する金融監督院の規制緩和 ① 「業務再委託ガイドライン」の制定の要望・例外承認手順の簡素化・ 業務受託者の例外承認申し込みの許可 ② 受託企業がISO27001を取得している場合、受託企業の裁量で再委 託企業を選定できるよう現行規定の改正	
関係部処 担当者	金融委員会 電子金融課ユン・トキ事務官 02-2156-9491	
検討 意見	検討結果	部分受入(①受入済み、②慎重検討)
	検討内容	<input type="checkbox"/> 2013年12月、「情報処理委託規定案内書」を公表し、再委託可能業務、 再委託可能環境、再委託される受託会社の制限事項などを詳細に明記 <input type="checkbox"/> 但し、受託会社の裁量で再受託会社を選定することについては監督権の 実質的な行使可能性などを考慮して慎重な検討が必要
推進 計画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	

課題番号 20	(建議内容)設備資金に関する自己資金支払から外貨貸出実行までの期間(現行3ヶ月)の延長及び外貨貸出実行後一定期間の国内預入の容認	
関係部処 担当者	企画財政部 外為制度課イム・ジェゾン事務官 044-215-4751 *韓国銀行 国際総括チームチャン・ジヌク課長 02-759-5762	
検討 意見	検討結果	部分受入(反映済み)
	検討内容	<input type="checkbox"/> 借主が自己資金で事前に支払いを行った設備資金に対する外貨貸出は用途及び時期に適った資金でないため原則的に認めないが、実際設備資金用途であることが確認される場合に限り3ヶ月以内で例外的に外貨貸出取扱として認めている <input type="checkbox"/> 同期間を拡大する場合、設備資金目的の外貨貸出との直接的な因果関係を立証しにくいことから期間延長は困難  <input type="checkbox"/> 一方、現在海外実需要目的で外貨貸出を受けた場合、1ヶ月以内は国内預入後の海外送金ができる <input type="checkbox"/> この場合、外為銀行の内部規定に沿って企業の用途外使用に対する事後管理を行っている
推進 計画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	

<p>課題番号 21</p>	<p>(建議内容)国内における外貨実需のための外貨貸出の容認</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 外為制度課イム・ジェゾン事務官 044-215-4751 *韓国銀行 国際総括チームチャン・ジヌク課長 02-759-5762</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>部分受入(反映済み)</p>
	<p>検討内容</p>	<p>□ 外貨貸出用途制限は、不要な外貨需要の増加による過度な外貨借入を抑制するための措置で、緩和は困難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過度な外貨借入は外債増加を来たす上、金融不安の際には急激な資本流出により資本流出入変動性が拡大する可能性がある</li> <li>○ 特に、今年米FRBの通貨政策正常化など国際的なリスク要因が散在しているため、もし外貨貸出規制緩和がそのような問題を引き起こす場合は、対外部門の脆弱性を増大させかねない</li> <li>○ また、国内企業の立場でも、ウォン貨用途外貨貸出の際にウォン貨価値下落による為替リスクへの露出などで元利金償還負担が重なる恐れもある。</li> </ul> <p>□ 但し、中小製造会社の場合は海外からの直接借入が難しい点や韓国設備産業育成の必要性などを考慮し、従来の貸出限度以内で国内施設資金に対する外貨貸出を容認している</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

課題番号 22	(建議内容)韓国銀行運営の海外送金報告システムの改善	
関係部処 担当者	関税庁 外為調査課キム・ジンソン事務官 042-481-7931 企画財政部 外為制度課イム・ジェゾン事務官 044-215-4751 韓国銀行 資本移動分析チームチョン・ソニョン課長 02-759-5806	
検討 意見	検討結果	部分受入
	検討内容	<p><input type="checkbox"/> 現在、年間輸入規模 5 千万ドル以上の企業が事後送金の際に輸入明細を入力(確認)することは、外国為替取引規定第 4-3 条第 1 項第 5 号(以下、「免除規定」という)に背馳しないと判断される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これは同規定第 2-1 条の 2 第 2 項に沿って外為銀行が該当取引が免除規定の要件(①年間輸出入規模 5 千万ドル以上、②輸出入代金の受領・支給)を満たしているかを確認する手続である</li> <li>○ 免除規定は、外為銀行が同規定第 2-1 条の 2 第 4 項に沿って書類を受け取り確認表示して返す手続を簡素化することを目的としているだけで、当該取引が輸出入代金取引であることを立証しなくても良いという意味で解釈するのは難しい</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 銀行で輸入申告番号、品目を入力するのは、書類提出免除規定を悪用して輸入代金を偽り、財産を海外に送金、蓄積する行為を防止するための最低限の措置である</p> <p><input type="checkbox"/> 従って、輸出入業者の便宜と不法外為取引防止を同時に図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①年間輸出入規模 5 千万ドル以上の企業であることが確認された場合、証憑方法と関係なく(輸出入申告番号が確認できる携帯メール、メモ、写真など)輸出入申告番号を入力するよう韓国銀行(韓国銀行が外為銀行に勧告)と協議する</li> <li>②毎年輸出入規模 5 千万ドル以上であるか否かをシステムに登録するようにして、確認された企業の書類提出免除(①)及び非確認企業の書類提出チェックボックスの新設などシステムを改善する</li> <li>③同規定違反の送金及び書類保管期間(5 年)義務を怠った際の制裁規定を新設するよう措置する</li> </ul>
推進 計画	細部推進 計画	<input type="checkbox"/> 上記改善策を基に関税庁において関連手続推進(関係機関との協議など)
	推進完了 予定日	
	推進日程	<input type="checkbox"/> 関係機関との協議後改善

課題番号 23	(建議内容)外国為替健全性負担金制度など 外貨建資金調達関連規制の緩和	
関係部処 担当者	企画財政部 外為制度課チョン・ヘユン事務官 044-215-4752 イム・ジェゾン事務官 044-215-4751	
検討 意見	検討結果	部分受入
	検討内容	<input type="checkbox"/> 外国為替健全性負担金制度は、過度な外貨借入を減らし短期外債の長期化を誘導し、外貨負債の質と量を改善するための制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去危機の際、韓国経済のシステムリスクとして働いてきた外債の健全性管理のために負担金制度の維持は不可欠</li> </ul> <input type="checkbox"/> 一方、相対的に外貨負債及び短期借入の割合が高い外国銀行支店の資金調達の構造的な特性を考慮し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国銀行支店の営業基金に該当する負債は資本金に擬制して賦課対象から外すなど、制度設計の際に外国銀行支店の特殊性を既に反映している</li> <li>○ また、外国銀行支店は既に韓国の銀行に適用されている外国為替健全性規制*を適用されないなど、優遇されていることも考える必要がある</li> </ul> <small>*外貨流動性比率、中長期外貨資金管理比率、外貨安全資産比率</small> <input type="checkbox"/> 但し、最近の国際金融市場環境などを考慮し、対外健全性を損なわない範囲内で健全性負担金制度の改編を推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (賦課対象)全ての非預金性外貨負債→残存満期1年未満の非預金性外貨負債</li> <li>○ (賦課料率)契約満期によって差等賦課(2～20bp)→満期に関係なく単一税率を適用する一方、インセンティブの観点から加重平均満期によって割引率を適用</li> </ul>
推進 計画	細部推進 計画	<input type="checkbox"/> 外国為替取引法施行令の改正(2015年3～6月)
	推進完了 予定日	<input type="checkbox"/> 2015年6月末
	推進日程	<input type="checkbox"/> 外国為替取引法施行令の改正(2015年3～6月) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係部処意見収集、立法予告</li> <li>○ 規制審査、法制処審査、次官・国务会議</li> </ul>



課題番号 24	(建議事項)韓国特許庁の情報提供制度の是正
関連部署 担当者	特許庁特許審査制度課 シン・ジンソプ書記官 042-481-5397
検討意見	検討結果 受入済み
	<p>検討内容</p> <p>▶(建議事項 1)未公開になっている情報提供内容の公開要求</p> <p><input type="checkbox"/>情報提供者の個人情報保護の観点から情報提供に関する書類を公開していなかった。</p> <p>○ただし、これからは情報提供者の個人情報を除いた情報提供内容に対しては、公開させる。</p> <p><input type="checkbox"/>一方、情報提供内容の公開の有無に関係なく、審査官が情報提供内容を活用する場合には、拒絶理由を通知し、意見書提出機会を付与しているため、現在も情報提供に対する十分な反論機会を出願人に付与している。</p> <p>▶(建議事項 2)情報提供者の審査官面談禁止</p> <p><input type="checkbox"/>情報提供事項を正確に把握するために、審査官が必要な場合、情報提供者に内容の問い合わせをすることができが、情報提供者の要請による審査官面談制度は、基本的でない。</p>
推進計画	細部推進計画
	推進完了予定日
	推進日程

課題番号 25		(建議事項)医薬品許可特許連携制度(Patent linkage)に関する薬事法の再検討【新規】
関連部署担当者		食薬処医薬品許可特許管理課 パク・ヒョンジョン事務官 043-719-2823
検討意見	検討結果	受入困難
	検討内容	<p><b>□販売制限の申込があったジェネリック医薬品の「許可停止」の要請</b></p> <p>○(要請事項)薬事法改正案*の「販売制限」を「許可停止」に修正することを要請</p> <p>* '14.10 月国会提出された薬事法改正案第 50 条の 5 及び 6</p> <p>—「薬事法」改正案によると、販売制限期間中に、許可を受けた後発医薬品の薬価登載が可能になるため、新薬の薬価が下がる恐れがある。</p> <p>○(検討意見)今般の薬事法改正案は韓米FTA規定を反映したもので、販売制限期間の間に、後発医薬品が販売されることができないように措置する予定</p> <p>—一方、医薬品に対する食薬処許可後薬価登載、それに伴う調整の時期及び方法等は、福祉部所管の業務である。</p> <p>* 現在、ジェネリック医薬品の販売時期に合わせ、新薬薬価が調整されている。</p> <p>〈韓・米FTA第 18.9 条第 5 項口号〉  医薬品の安全性又は有効性資料に基づいて品目許可を申し込む場合、根拠となった医薬品の特許存続期間の間に、特許権者の同意又は黙認なしで他人が製品を市販することを防止するための許可手続における措置を履行する。</p> <p><b>□販売制限除外理由*の中「ジェネリックがすでに存在する場合」の削除要請</b></p> <p>○(要請事項)同じ登載医薬品に基づいたジェネリック医薬品でも実際の特許侵害の有無は、それぞれ違うことがあるので、ジェネリック医薬品が存在するという理由で無条件販売が制限されないことは不当である。</p> <p>* '14 年 10 月国会提出された改正案第 50 条の 6 第 2 項第 6 号</p> <p>○(検討意見)同条項は、ジェネリック医薬品が存在するにもかかわらず、同じジェネリックの発売を阻止する特許権者等に市場進入者の選別権限を付与しないためのものである。</p> <p>—よって、ジェネリック医薬品が発売され始めると、それと同一なジェネリック医薬品に対する販売制限を許さないことが妥当である。</p>
推進計画	細部推進計画	—
	推進完了予定日	—
	推進日程	—

課題番号 26	(建議内容)後発薬剤の発売遅延による特許権者の不当利得返還請求の撤廃	
関連部署 担当者	保険福祉部保険薬剤課 キム・ヨンサム事務官 044-202-2751	
検討意見	検討結果	受入困難
	検討内容	<p>□オリジナル社の特許権濫用により、一定期間ジェネリックの進入を遅延させ、健康保険財政が過剰に支出されたとすれば、その損失に対する徴収は正当な行政措置である。</p> <p>○オーストラリアの場合も無効な特許権に起因した仮処分により、ジェネリックの市販が遅延され、政府の保険予算節減ができないことにより、負った損害をオリジナル社が政府に賠償するようにしている。</p>
推進計画	細部推進計画	□法案国会提出('15年4月予定)
	推進完了予定日	

課題番号 27	(建議事項)特許権存続期間の延長規定の再検討【新規】	
関連部署 担当者	特許庁薬品化学審査課 チェ・ウオン Chol 事務官 042-481-5578	
検討意見	検討結果	受入困難
	検討内容	<p>□特許権存続期間延長登録制度は許可を受けるのに多くの時間と費用を必要とする新物質を含む新薬を対象にしている。</p> <p>○建議事項で挙げている例で「錠剤」は、改良新薬として改良新薬の許可に所要する時間と費用は、新薬に比べて顕著に少なく、存続期間延長対象とはみがない。</p> <p>○さらに、延長回数を2回以上にする場合、特許権の存続期間が過度に延びる恐れがあるため、受け入れにくい。</p>
推進計画	細部推進計画	
	推進完了予定日	
	推進日程	

課題番号 28	(建議事項)延長された特許権の効力範囲の適正化・IMD 廃止【継続／内容変更】	
関連部署 担当者	特許庁薬品化学審査課 チェ・ウオン Chol 事務官 042-481-5578	
検討意見	検討結果	受入困難
	検討内容	<p>□存続期間が延長された特許権の部分的効力範囲の 適正化要求に対する検討結果</p> <p>○許可を受けた化合物が特許請求範囲化合物に属 するか(同一なのか)否かを判断しなければならな いため、特許法第 90 条(許可等による特許権の 存続期間の延長登録)による延長登録出願時、有 効性分は許可を受けた形態で正確に記載しなけ ればならない。</p> <p>○特許法第 95 条(許可等による存続期間が延長さ れた場合の特許権の効力)の解釈及び判断は、 司法府の固有権限で、個別事件に対する判断結 果について答えるのは困難である。</p>
推進計画	細部推進計画	
	推進完了予定日	
	推進日程	

課題番号 29	(建議事項)医薬品特許目録の運用の改善【継続／内容変更】	
関連部署 担当者	食薬処医薬品許可特許管理課 パク・ヒョンジョン事務官 043-719-2823	
検討意見	検討結果	受入済み (韓国の医薬品許可特許連係制度についての誤認による要請)
	検討内容	<p>□登載審査中止及び特許請求項に基づく制度運営要請</p> <p>○(要請事項)食薬処の登載審査を中止し、同制度が特許請求項に基づいて進行されることを明確化してほしいとの要請</p> <p>－(審査中止)食薬処が作成した独自の特許請求項は、特許権者の権利を制限し得るため、食薬処の審査結果が特許権行使に影響を及ぼさないことを明確にすること、また、直接関連性審査を中止*することを要請</p> <p>* '14年10月国会提出された薬事法改正案第50条の2第4項第2号削除</p> <p>－(特許権者権利の明確化)後発製薬会社の通知・販売制限が食薬処の審査結果ではない、特許請求項に基づいて成されるという内容の立法を要求</p> <p>○(検討意見)韓国制度運営実務及び薬事法改正案内容の誤解によるもので、制度運営は、特許権に基づいてなされる。</p> <p>－(登載審査必要)登載審査は、無関係な特許に基づいて後発医薬品の発売が不当に遅延されるのを防止するためのものであり、必要である。</p> <p>－(登載事項)登載審査を通じて医薬品に関する特許が登載されており、共に記載される「直接関連性情報」は、登載審査過程で導出される情報であり、特許権者の権利に影響を及ぼさない。</p> <p>－(販売制限判断基準)'14年10月、国会に提出された薬事法改正案は、特許権者等が特許争訟を提起し、適格な販売制限申請をした場合、販売制限が行われることを明確にしている(案第50条の6第1項参考)</p>
推進計画	細部推進計画	
	推進完了予定日	
	推進日程	

<p>課題番号 30</p>	<p>(建議内容)特許権侵害訴訟は、特性上侵害行為関連証拠を侵害者側が持っている場合が多いため、文書提出命令制度の改善及び被告に立証責任を負担させる制度(具体的様態明示の義務)の導入が必要</p>	
<p>関連部署 担当者</p>	<p>特許庁産業財産保護政策課 イ・ミオク事務官 042-481-3310</p>	
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p>	<p><u>受入済み</u></p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/>特許権の権利特性上、侵害者側に侵害関連証拠が偏在しており、立証負担の緩和等、関連制度改善の必要性がある。</p> <p>○特許権は、占有を伴わず、侵害は容易なのに対し、侵害者の支配領域で発生する傾向があるため侵害立証が困難である。</p> <p><input type="checkbox"/>よって、侵害行為立証に関する書類を文書提出命令の対象にすること、また、被告の実施行為の具体的な様態明示義務の導入等を含む特許法改正事項に関する検討を推進した。</p> <p>○ただし、立証負担緩和は、文書提出命令に対する民事訴訟法規定との関係、立証責任分配原則等を考慮して決めなければならない事項である。 * 日本特許法上の損害賠償及び文書提出命令関連規定も参照</p> <p><input type="checkbox"/>特許権者の立証負担緩和を含む特許法改正案を備えている。('14.12)</p>
<p>推進計画</p>	<p>細部推進計画</p>	<p><input type="checkbox"/>特許法改正のための立法手続きの推進('15年)</p>
	<p>推進完了予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

課題番号 31	(建議内容)営業秘密流出抑止力強化のための懲罰的賠償制度の導入、営業秘密保護の教育強化を通じた他社の営業秘密尊重意識の育成	
関連部署 担当者	特許庁産業財産保護政策課 ビョン・サンユン事務官 042-281-5761	
検討意見	検討結果	受入済み
	検討内容	<input type="checkbox"/> 懲罰的損害賠償制度を含む特許法改正案(2015年2月)の発議および産業通商資源委員会の小委員会で審査予定(2015年4月)  <input type="checkbox"/> 営業秘密の保護教育強化及び他社尊重意識の育成(説明削除)  <input type="checkbox"/> 韓国は、毎年、営業秘密保護に関する企業訪問教育、コンサルティング、セミナー等を通して、営業秘密保護文化造成及び認識向上に力を注いでいる。  <input type="checkbox"/> 各種教育プログラムに、他企業の営業秘密尊重意識を向上する内容が反映されるようにする。
推進計画	細部推進計画	<input type="checkbox"/> 営業秘密保護文化造成事業を推進('15年4~12月) 定期教育、企業訪問教育、セミナー等
	推進完了予定日	<input type="checkbox"/> '15年12月
	推進日程	<input type="checkbox"/> 随時



課題番号 32	(建議事項)特許法を通じたコンピュータープログラム自体の保護	
関連部署 担当者	特許庁特許審査制度課 グ・ジャウク事務官 042-481-8243	
検討意見	検討結果	長期検討
	検討内容	<p>□コンピュータープログラムに内在された技術的思想(アイデア、アルゴリズム)は、現行特許法でも特許対象と認定*されている。 *「～装置」、「～プログラムが保存された記録媒体」との形態請求項</p> <p>○これに対し、ネットワーク上で記録媒体を使わずになされるプログラムの流通・販売(以下、「プログラムのオンライン伝送」という)に対する特許保護が明確でないのも事実である。</p> <p>□しかし、これに関して関係部署及び産業界の見解が尖鋭に対立しており、単純に審査基準改正を通じて特許庁が自体的に推進できる状況ではない。 * プログラムのオンライン伝送保護のためには、プログラムを特許法上「物」として認めることの他に、プログラムの「伝送」も発明の実施行為の一つとして認めなければならない。</p> <p>□一方、現在、プログラムのオンライン伝送も特許で保護されるのを明確にするための特許法改正案が国会に発議(キム・ドンワン議員、2014.10.1.)された状態である。</p> <p>○したがって、現在、国会に発議された特許法改正案に対し、関係部署及びSW産業界意見を綿密に取りまとめて対応する。</p>
推進計画	細部推進計画	未定
	推進完了予定日	未定
	推進日程	未定

<p>課題番号 33</p>	<p>(建議内容)裁判所で認められる損害賠償額が少なく、ライセンス料にも及ばない等、権利保護が十分ではないため、損害賠償額の適正化、懲罰的損害賠償制度の導入等が必要</p>	
<p>関連部署 担当者</p>	<p>特許庁産業財産保護政策課 イ・ミオク事務官 042-481-3310</p>	
<p>検討意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>受入済み</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/>特許権の侵害に対する損害賠償額が少ないため、侵害を助長する恐れがあり、悪意的な侵害を防止するために、懲罰的損害賠償制度の導入が必要という指摘がある。</p> <p><input type="checkbox"/>よって、損害賠償額の適正化のために、損害賠償額算定基準の改善、計算勘定人の導入等を含む特許法改正事項に関する検討を推進した。</p> <p>○特許権者の立証負担緩和を含む特許法改正案を備えている。(‘14. 12.)</p> <p><input type="checkbox"/>懲罰的損害賠償制度を含む特許法改正案(2015年2月)の発議および産業通商資源委員会の小委員会で審査予定(2015年4月)</p>
<p>推進計画</p>	<p>細部推進計画</p>	<p><input type="checkbox"/>特許法改正のための立法手続き推進(’15年)</p>
	<p>推進完了予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

課題番号 34	(建議事項)特許法による輸出の保護	
関連部署 担当者	特許庁特許審査制度課 ヤン・ジェソク書記官 042-481-5736	
検討意見	検討結果	部分受入
	検討内容	<p>□現行特許法では、特許権者の許諾なしに特許発明に関する物を生産・使用・譲渡・貸与・輸入又は申し出する行為は、侵害とみる。</p> <p>□一方、「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律」に基づき、知的財産権侵害物品の輸出行為中止が可能。</p> <p>○また、輸出の前提行為である生産・使用・譲渡行為は、特許権侵害行為であり、特許法で事前予防が可能。</p> <p>□ただし、「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律」に基づく輸出行為制裁は可能だが、その行為による損害賠償は不可能という限界がある。</p> <p>○したがって、特許権者保護強化のために長期的に輸出行為を侵害で見ることができるようの特許法改正を検討する。</p>
推進計画	細部推進計画	
	推進完了予定日	
	推進日程	

	課題番号 35	(建議事項)退職法官の関連事件関与の禁止
	関連部署 担当者	法務部商事法務課 チェ・ヒマン検事 02-2110-3630
検討意見	検討結果	受入済み(既に立法で解決済み)
	検討内容	<p>□弁護士法第31条第1項第3号では、「弁護士は、公務員・調停委員又は仲裁人として職務上取り扱った事件、又は取り扱うことになった事件に関しては、その職務を遂行することはできない」と規定している。</p> <p>○違反時1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金。(同法第113条第4号)</p> <p>□また、同法第31条第3項では、「裁判官の職を務めた以降、退職して弁護士開業をした者(以下、「公職退任弁護士」という)は、退職前1年から退職した時まで勤めた裁判所が処理する事件を退職した日から1年の間担当することはできない」と規定している。</p> <p>○担当する場合、弁護士懲戒理由に該当する。</p> <p>□よって、退職裁判官が関連事件に関与することは、既に法的に禁止されているため、別途措置は不要である。</p> <p>※退職審判官の場合、別途検討必要</p>
推進計画	細部推進計画	○既に立法で解決された部分であるため、推進計画なし。
	推進完了予定日	
	推進日程	

課題番号 36	(建議事項)通常実施権を登録しなくても、当該特許権を追って取得した者に対しても対抗力が発生する制度の導入の検討				
関連部署 担当者	特許庁特許審査制度課 ヤン・ジェソク書記官 042-481-5736				
検討意見	検討結果	受入済み(反映済み)			
	検討内容	<p>□特許庁では通常実施権に対する当然対抗制度の導入の可否を慎重に検討した。</p> <table border="1" data-bbox="584 674 1402 869"> <thead> <tr> <th data-bbox="584 674 983 712">現行特許法(第118条)</th> <th data-bbox="983 674 1402 712">改正検討案(当然対抗制度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="584 712 983 869">通商実施権を登録した時のみ、その登録後に特許権を取得した者に対しても効力が発生</td> <td data-bbox="983 712 1402 869">通商実施権が発生しさえすれば特許権をその後で取得した者に対して効力を持つ</td> </tr> </tbody> </table> <p>□同提案事項は、民法上一般原則*に相反するもので、取引安定性を毀損**する恐れがあり、幅広い意見の取りまとめを実施した。</p> <p>* (民法上一般原則)取引安定性のために登録等を通した公示方法を備えたときにのみ、対抗力を付与</p> <p>** 通商実施権発生事実を知らずに善意で特許権を取得した者の保護が不十分</p> <p>○意見取りまとめ結果に基づき、登録を通した公示があったときのみ対抗力を付与させて取引安定性の側面及び通常実施権者保護の側面を比較したところ、通常実施権に対する当然対抗制度を導入することに決定された。</p>	現行特許法(第118条)	改正検討案(当然対抗制度)	通商実施権を登録した時のみ、その登録後に特許権を取得した者に対しても効力が発生
現行特許法(第118条)	改正検討案(当然対抗制度)				
通商実施権を登録した時のみ、その登録後に特許権を取得した者に対しても効力が発生	通商実施権が発生しさえすれば特許権をその後で取得した者に対して効力を持つ				
推進計画	細部推進計画	□現在、'16年施行に向けて法改正を推進中			
	推進完了予定日	未定			
	推進日程	未定			

課題番号 37	(建議事項)特許出願のマルチのマルチクレーム(多重従属項)の容認	
関連部署 担当者	特許庁審査制度課 ユン・キウン事務官 042-481-5399	
検討意見	検討結果	長期検討
	検討内容	<p>□二つ以上の項を引用している複数の請求項を再び引用する場合は、第三者、審査官及び裁判所等が一つの請求項を解釈するにおいて、非常に多くの請求項を参照して発明を把握しなければならないため、非常に困難である。</p> <p>○また、PCT、アメリカ、中国等でも多重従属項を禁止している。</p> <p>○よって、第三者理解の容易性、審査官の業務負担、国際的調和を考慮して長期的に検討する。</p>
推進計	細部推進計画	
	推進完了予定日	
	推進日程	

課題番号 38	(建議内容)拒絶理由通知に対する答弁、不服申請等の基本期間の長期化	
関連部署 担当者	特許庁審査制度課 ユン・キウン事務官 042-481-5399	
検討意見	検討結果	長期検討
	検討内容	<p>□拒絶理由通知に対する答弁期間と不服申請等の基本期間が長期化されるか、又は指定期間が自動延長されると、</p> <p>○審査処理期間が遅延され、登録遅延による存続期間延長問題が発生する可能性があり、権利不確定期間が長期化し、第三者の監視負担も増加する恐れがあるため、長期的に検討する。</p> <p>※拒絶理由通知に対する返事期間の場合、日本、アメリカ等と同一に最大6ヶ月まで延長することができる。</p>
推進計画	細部推進計画	
	推進完了予定日	
	推進日程	

課題番号 39	(建議内容)特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算【継続】	
関連部署 担当者	特許庁薬品審査課 チェ・ウォン Chol 事務官 042-481-5578	
検討意見	検討結果	受入困難
	検討内容	<p>□特許権存続期間延長出願において、延長期間算定時、外国臨床試験期間の認否に関する検討結果</p> <p>○特許権存続期間延長登録制度は、国内において特許権の実施が他の法令による許可等を受けなければならない場合、その実施できなかった期間を5年の限度内で延長する制度で、特許法上、例外的に運営される規定である。</p> <p>○特許権存続期間延長対象の臨床試験期間は、国内医薬品許可のために食品医薬品安全処長の承認を受けた臨床試験期間に対して認められるものである。</p> <p>○外国での臨床試験は、該当国の医薬品許可を受けるためのもので、韓国で医薬品許可を受けるために食薬処長の承認を受けて実施した試験ではないため、特許権存続期間の延長期間に含まれない。</p>
推進計画	細部推進計画	
	推進完了予定日	
	推進日程	



課題番号 40	(建議内容)侵害訴訟に関する裁判所の特許権等の有効・無効の判断	
関連部署 担当者	特許庁特許審判院審判政策課 イ・ギョンヨル書記官 042-481-5583	
検討意見	検討結果	部分受入
	検討内容	<p><input type="checkbox"/>大法院全員合議体判決(2012. 1. 19. 言渡し 2010 ダ 95390 判決)を通じて、侵害訴訟で裁判所が特許発明の進歩性有無に対しても無効抗弁を認めることができるという点は明確*になった。</p> <p>* 別途の立法がなくても上記全員合議体判決で決着がついた状態である。</p> <p>○日本の場合、侵害訴訟事件に対する管轄集中・共同代理等の導入により、侵害裁判所の判断と特許庁の無効審判における判断が異なり得るという問題点がある程度解決された状態である。</p> <p>一韓国の場合もこのようなシステムが具備された以後、検討するのが妥当。</p> <p><input type="checkbox"/>原則的に、不安定な特許を大勢的に無効にする手続を迅速・正確に進めるためには、無効審判手続が望ましい。</p> <p>○ただし、審判結果と侵害訴訟での判断結果が互いに異なる場合を最小化するために、訴訟手続において、審判結果が活用されるように、訴訟当事者手続中止申請権*を導入する必要がある。</p> <p>○これを通じて侵害訴訟等において、審判結果を活用できるようにし、当事者の混乱の最小化できると期待している。</p> <p>* 現在は、裁判所の職権事項でのみ規定されている内容を訴訟手続きで必要な場合、当事者が無効・訂正・権利範囲確認審判が確定する時まで訴訟手続きの中止を申し込めるようにする(特許法第 164 条第 2 項改正)。</p>
推進計画	細部推進計画	<input type="checkbox"/> 特許法第 164 条(訴訟との関係)改正を推進 <input checked="" type="checkbox"/> 法院行政処等との事前協議は、'14.12. 完了
	推進完了予定日	'16. 上半期
	推進日程	<input type="checkbox"/> '15.3. :特許法一部改正法律案立法予告

課題番号 41	(建議内容)予見性のある安定的な権利の付与
関連部署 担当者	特許庁特許審判院審判政策課 イ・ギヨンヨル書記官 042-481-5583
検討意見	検討結果 受入可能
	<p>検討内容</p> <p><input type="checkbox"/> 審判院－裁判所との懇談会・セミナー等を通じた判断基準の調和が必要</p> <p>○特許無効審判認容率は'09年以後持続的に減少し'09年 60.1%から'14年 53.2%にまで減少。</p> <p>○特許無効審判の審決に対する提訴率は'14年 40.3%で、これに対する審決取消率は 33.7%程度－進歩性等の見解の違いによる審決取消件は約 50%</p> <p>○審判院－裁判所間の判断実務の調和のための積極的な議論が必要</p>
推進計画	<p>細部推進計画</p> <p><input type="checkbox"/> 審判院－裁判所間の協議体(仮称、『特許争訟協議体』)を構成</p> <p>○判断実務調和のための懇談会、セミナー等の定例化を推進</p> <p><input type="checkbox"/> 審判院－特許法院の共同カンファレンス開催</p> <p>○進歩性等を含む特許要件判断基準の調和方案等を議論</p>
	推進完了予定日 継続推進
	<p>推進日程</p> <p><input type="checkbox"/> '15.上半期:審判院－裁判所間の協議体の構成</p> <p><input type="checkbox"/> '15.5. :審判院－特許法院共同カンファレンスの開催</p>

課題番号 42	(建議内容)間接侵害規定の拡充
関連部署 担当者	特許庁特許審査制度課 ヤン・ジェソク書記官 042-481-5736
検討意見	検討結果 長期検討
	<p data-bbox="379 656 523 689">検討内容</p> <p data-bbox="608 501 1398 622">□間接侵害の範囲を拡大するのは、特許権者の権利濫用及び特許紛争の増加を招く恐れがあるため、慎重に検討すべき事案である。</p> <p data-bbox="636 678 1390 846">○よって、特許権者の権利保護の側面、特許権者と第三者の公平性の側面、国際的調和の側面等を総合的に考慮し、制度改善の可否を長期的に検討する。</p>
推進計画	細部推進計画
	推進完了予定日
	推進日程

課題番号 43		(建議内容)貸貸契約の際の違約金割合規制の緩和
関係部処 担当者		公正取引委員会 キム・トンミョン事務官 044-200-4462
検討 意見	検討結果	受入困難
	検討内容	<p>□ 約款審査指針IV-4.ナ(2)*の意味は、約款の形で保証金の 10%を違約金だと定めた貸貸借契約は過多であるとの意味で、公正取引委員会が貸貸借契約の解消による違約金の算定基準を定めるわけではない</p> <p>○ 大法院も、賃借人の借賃延滞などによる貸貸借契約解消の際に貸貸借保証金の 10%を違約金と定めた条項は過重であるため、約款法上無効だと判断した(2009年8月20日宣告 2009ダ 20475 判決)</p> <p>*(法違反に該当される可能性のある条項の例)  貸貸借契約で貸貸物使用対価は、契約期間中貸貸保証金に対する定期預金の利息分と月賃貸料を足した銀額、即ち賃貸料総額で、違約金は賃貸料総額の約 10%が適正だといえるにも拘らず、賃貸保証金の 10%を賃貸人の違約金だと定めた条項</p>
推進 計画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	

課題番号 44	(建議内容)経済自由区域の拡大 －現在運営中の8つの区域以外に、ソウル・首都圏にも経済自由区域を指定	
関係部処 担当者	産業通商資源部 経済自由区域企画団政策企画チームキム・ドホン事務官 044-203-4611	
検討 意見	検討結果	長期検討
	検討内容	<input type="checkbox"/> 対韓投資と経済自由区域制度に対する関心に感謝する <input type="checkbox"/> 但し、現在産業部は「選択と集中」原則による最適の開発のために大規模の外資誘致など経済的効果が期待される場合以外には経済自由区域の新規指定を控えている <input type="checkbox"/> 同建議については今後、経済自由区域制度の改善・政策策定の際に参考する
推進 計画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	

<p>課題番号 45</p>	<p>(建議内容)①下請法における申告褒賞制導入に反対する ② 面実態調査の際、下請業者に対する事実確認を行ってから元事業者には是正命令を出してほしい</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>公正取引委員会 企業取引政策課イ・ビョンゴン書記官 044-200-4584</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>① 必要であれば国会に意見提出するよう案内 ② 受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 下請法における申告褒賞制導入関連  <input type="checkbox"/> 2015年3月現在、申告褒賞制を導入する内容の下請法改正案が国会の政務委員会で審議されている。必要であれば国会に意見を提出され、貴団体の意見が十分考慮されるようにしていただきたい  <input type="checkbox"/> 国会で申告褒賞制導入法案が通過・施行される場合、公取委は申告褒賞制の運営課程において元事業者に不要な負担が発生しないよう取り組んでいく  ※申告褒賞制においては、中小企業に重大な被害をもたらす恐れがある4大不正行為に限定した導入を進めており、法違反を立証できる具体的な証拠資料が提出される場合にのみ褒賞金が支給される  <input type="checkbox"/> 書面実態調査方式関連  <input type="checkbox"/> 下請業者は元事業者と異なり下請法上、調査に応じる法律的義務がない点や下請業者を対象に元事業者の法違反疑いを確認する過程でもし下請業者の身元が元事業者に露出される場合に下請業者に重大な被害が発生しかねない点などを考慮すると建議は受け入れ難い  <input type="checkbox"/> 公取委は書面実態調査に関連し、元事業者の負担軽減のために原則、調査対象期間を半期内の下請取引の内訳に限定するなどの取り組みを進めている  ○ 今後も元事業者の負担軽減及び防御権保障に向け取り組んでいく</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>
	<p>推進完了 予定日</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>
	<p>推進日程</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>

課題番号 46	(建議内容)環境親和的産業構造への転換促進に関する法律に基づき再製造対象製品品目の告示に複合機(デジタル複写機)を追加指定	
関係部処 担当者	産業通商資源部 気候変動産業環境課チエ・イキョン事務官 044-203-4242	
検討 意見	検討結果	受入済み(反映済み)
	検討内容	<input type="checkbox"/> 「環境親和的産業構造への転換促進に関する法律」第 23 条第 1 項に基づき、再製造対象製品の一部改正告示(2014 年 12 月 31 日)を通じて複合機(デジタル複写機)を再製造対象品目として告示
推進 計画	細部推進 計画	<input type="checkbox"/> 該当なし
	推進完了 予定日	<input type="checkbox"/> 該当なし
	推進日程	<input type="checkbox"/> 該当なし

課題番号 47		(建議内容)電気用品安全管理法施行規則運営要領で定められた免除処理条件または電気用品安全管理法施行規則の改正
関係部処 担当者		産業通商資源部 電気通信製品安全課キム・ソングン事務官 043-870-5445
検討 意見	検討結果	受入困難
	検討内容	<p>□ 複写機、プリンター、ファックスのような事務機器などは専門オペレーターが専用で使用する製品ではなく、感電・火災などに即刻的な対応ができない一般消費者が主に使用しているため、徹底した安全管理が必要な製品</p> <p>○ 但し、電気用品安全管理法及び関連告示(運営要領)に基づき「産業用(統計庁告示の韓国標準産業分類で定められた製造業、電気業に限る)またはその他特殊用途で使用される電気用品」に対しては安全認証の免除を規定している</p> <p>*印刷工場などで専用で使用する製品は産業用に分類され、安全認証免除確認を受けて輸入することができる</p> <p>—従って、例として挙げた使用環境(専門オペレーター使用など)を考慮して業種を問わず免除範囲を拡大することは多少困難</p> <p>□ 電気用品の大型化、融合・複合化によりオフィスなどで不特定多数の一般人が使う事務機器の消費電力の増大につれ、600W以上のプリンター類に対しても安全管理が必要になった。そこで、韓国は大型プリンターに対する安全管理のため関連分野の専門家と消費者の意見聴取結果を反映し法令を改正(2012年6月27日)した</p> <p>*アメリカ、日本などの国や関連のIEC国際標準でも製品消費電力で認証範囲に制限をかけていない</p> <p>○ 今後、安全管理対象品目の範囲などを調整する場合は、関連業界や専門家などの意見を聴取して安全管理制度を運営する</p>
推進 計画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	



課題番号 48		(建議内容)電気用品安全認証(KC)制度関連電気用品安全管理法の改正
関係部処 担当者		産業通商資源部 電気通信製品安全課キム・ソンゲン事務官 043-870-5445
検討 意見	検討結果	受入困難
	検討内容	<p>□ 電気用品安全管理制度は電気用品による火災・感電などの危険から韓国国民を保護するための事前認証制度で、日本・アメリカ・欧州などで安全認証を受けていても製品の使用環境(製品に認可される電圧、周波数など)が異なるため、韓国国内に販売(レンタル)する目的で製造・輸入される電気用品については韓国の使用環境に適合しているかの試験を通じて安全性を検証する必要がある</p> <p>*日本:電圧 100Vまたは 200V、周波数50Hz 韓国:電圧 220V、周波数60Hz</p> <p>□ 複写機、プリンターなどの融合・複合機器においては感電・火災などの安全事故が多数発生しており安全管理対象電気用品として継続的な安全管理が必要な製品であるため、現在の安全管理水準の変更はできない</p> <p>*複写機、プリンターなど事務機器の火災現況 －339件(年平均 48.4件、消防防災庁資料、2007～2013年)</p> <p>○ 但し、複写機、プリンターなど事務機器の安全管理水準と範囲を変更する場合には、感電・火災などの安全危害度に関する関連業界及び専門家、消費者など利害関係者の意見聴取を通じて安全管理の水準と範囲を決定する</p>
推進 計画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	

<p>課題番号 49</p>	<p>(建議内容)電気製品のKC認証取得緩和</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>産業通商資源部 電気通信製品安全課アン・クァンヒ研究官 043-870-5441</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p>&lt;検討意見&gt;</p> <p>□ 電気用品安全認証制度は、感電・火災からの韓国国民の安全確保を目的としており、国内外を区分せず製品の安全性を事前検証しなければならないため輸入製品に対してのみ安全認証を免除または緩和することはできない</p> <p>*電気用品は国によって使用環境が異なるため、アメリカ(UL認証)・欧州(CE認証)・日本(PSE認証)・中国(CCC認証)など、海外でも自国民の安全を外国に委ねるケースはない</p> <p>○ 電気用品群別の安全適用基準及び安全に直接影響を与える部分(部品など)が同じモデルについては、安全認証機関の同一性確認を経てそのまま販売したり必要であれば派生モデルとして登録できるため別途措置は不要</p> <p>&lt;制度説明&gt;</p> <p>□ 販売またはレンタル目的で安全認証対象電気用品を製造する、または韓国に輸出しようとする者は当該電気用品に対してモデル毎に安全認証を取得しなければならず、同安全認証を受けるためには安全認証機関実施の製品試験と工場審査基準の両方に適合しなければならない</p> <p>○ 電気用品群別の安全適用基準及び安全に直接影響を与える部分(部品など)が同じモデルの電気用品の中、サンプルとして安全認証を受けた電気用品を「基本モデル」、同基本モデルを除いたモデルを「派生モデル」という</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

<p>課題番号 50</p>	<p>(建議内容)通関時のKC認証貼付有無の確認強化</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>関税庁 通関企画課チョン・スミン事務官 042-481-7815</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>受入済み</p>
	<p>検討内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 関税庁は関税法第 226 条に基づき、関係部処長が要求する場合には税関長の確認可否、通関要件などを考慮して関係法令の許否を確認している -電波法及び電気用品安全管理法に基づくKC認証の有無確認後に通関*している *HS10 単位基準 386 品目数</p> <p><input type="checkbox"/> 同時に、国家技術標準院と協業検査体制を構築し(2014 年 9 月)、KC認証後流通段階で不法摘発された業者の追加輸入物品に対する検査を行い、不良製品が出回らないよう通関段階での取り締まりを強化している</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	<p><input type="checkbox"/> 製品安全協業検査の継続推進(関税庁-国家技術標準院)</p>
	<p>推進完了 予定日</p>	<p><input type="checkbox"/> 継続施行</p>
	<p>推進日程</p>	<p><input type="checkbox"/> 継続施行</p>

<p>課題番号 51</p>	<p>(建議内容)「Kマーク」認証制度の見直し</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>行政自治部 行政情報共有課ムン・ユナ事務官 02-2100-4425</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>長期検討</p>
	<p>検討内容</p>	<p> <input type="checkbox"/> 行政機関で使用される行政業務用多機能事務機器に適合するには、電子波や電気など安全に関するKC認証(法定義務認証)と環境に関するECOマーク以外に、製品製造工程の品質に関するKマーク(Qマーク)認証(任意認証)を取得しなければならない  <input type="checkbox"/> 特に、Kマーク(Qマーク)認証は多機能事務機器の製造工場及び工程に対する品質確保のための制度で、外国企業の製品にも同一適用されている   <input type="checkbox"/> 但し、認証の申請・発給・維持のための企業の費用負担によるKマーク廃止要請については、  <input type="checkbox"/> 品質関連認証、公共入札条件のKマーク(Qマーク)の記載削除については調達庁と協議・検討する </p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	<p> <input type="checkbox"/> 多機能事務機器の品質確保に向けた改善策策定(2015年2~6月)  <input type="checkbox"/> 品質確保に向けた関係機関協議(2015年2~3月)  <input type="checkbox"/> 改善策作り及び内部確定(2015年4~6月) </p>
	<p>推進完了 予定日</p>	<p> <input type="checkbox"/> 多機能事務機器の品質関連認証制度の改善策策定(2015年6月) </p>
	<p>推進日程</p>	<p>※ 細部推進計画に日程付き</p>

<p>課題番号 52</p>	<p>(建議内容)IT製品に対する関税賦課の免除</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>企画財政部 多者関税協力課イ・トンス事務官 044-215-4454</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p>□ ITA協定は条約あるいは協約ではなく、シンガポールWTO閣僚会議で採択された閣僚宣言文であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同閣僚宣言文に沿って提出した<b>韓国</b>のITA讓許品目は、<b>多国の検証を経て確定</b>され、<b>韓国のWTO讓許税率表修正手順を通じてWTO讓許税率表に最終的に反映</b>される</li> <li>○ 建議内容のフラットパネルディスプレイ方式のプロジェクターなどは、<b>韓国のITA讓許品目に含まれていない品目であるためITA品目の税率適用は困難</b></li> </ul> <p>*コンピュータに専用または主に使用されるフラットパネルディスプレイ方式のプロジェクターはITA品目に含まれる</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

課題番号 53		(建議内容)学院の高額授業料に対する調整命令の中止及び 学院設立時の建築物用途制限の緩和
関係部処 担当者		教育部 学院政策チームイ・チャンジュン事務官 044-203-6380
検討 意見	検討結果	受入困難
	検討内容	<p>□ 授業料調整命令制度は親の私教育費負担緩和、不要な教育投資による<b>国家的浪費の最小化</b>のための措置であり、<b>現行維持が不可欠</b></p> <p>○ 授業料調整命令制度は、原則的に授業料は学院の設立・運営者が自律的に策定するようにし</p> <p>— その金額が過度な場合に制限的に調整を命じるもので、法律上の根拠がある</p> <p><b>*根拠:学院の設立・運営及び課外教習に関する法律第 15 条第 4 項</b></p> <p>○ 授業料調整命令制度について<b>法院がその趣旨を肯定した</b></p> <p>※調整命令制度は受講料の高額化を防止し、私教育での過熱競争による親の経済的負担を緩和し国家的にも非正常的な教育投資による人的・物的浪費を減らすことにその立法趣旨がある(ソウル行政法院 2014 糾合 4672)</p> <p>□ 一方、学院設立に関する建築物の用途制限は<b>建築法施行令</b>で規制しており、<b>近隣生活施設または教育研究施設で設立</b>できる</p> <p>○ 学院設立のための建築物の用途緩和は<b>建築法施行令の改正</b>が必要な事柄で、<b>国土交通部の所管</b>だと判断される</p>
推進 計画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	

課題番号 54	(建議内容)日本製品の輸入通関の際のサンプル提出に関する改善 *日本からの輸入食品に対する放射能検査の緩和	
関係部処 担当者	食品医薬品安全処 輸入食品政策課オ・チェジュン事務官 044-719-2160 検査実査課ヨン・セヒ事務官 044-719-2220 検査実査課イ・シムゾン事務官 044-719-2230	
検討 意見	検討結果	受入困難
	検討内容	<input type="checkbox"/> 福島原発事故(2011年3月)以降、日本からの輸入食品(農畜水産物及び加工食品など)に対して放射能検査など安全管理措置を取った。 <input type="checkbox"/> 原発事故現場から毎日数百トンの地下水が海に流れ込んでいるなど、国民の懸念が大きい状況である <input type="checkbox"/> 現在、両国の関係機関間協議を進めているため、その結果を見守るのがより好ましいと判断される
推進 計画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	

課題番号 55		(建議内容)リベート摘発医薬品の給付停止及び除外処分時期の是正
関係部処 担当者		保健福祉部 保険薬剤課キム・ヨンサム事務官 044-202-2751
検討 意見	検討結果	部分受入
	検討内容	<input type="checkbox"/> リベート薬剤の療養給付適用停止・除外は、医薬品リベートに対する制裁手段を強化することでリベート慣行を根絶し公正な取引秩序を確立することに目的がある <input type="checkbox"/> リベート摘発医薬品の処分については、検察などの捜査資料、法院の判決文、あるいは行政処分書など具体的かつ客観的な証拠資料や類似した法院判例などを根拠にして行政処分の瑕疵が最小化できるよう処分時期を判断する
推進 計画	細部推進 計画	
	推進完了 予定日	
	推進日程	



課題番号 56	(建議内容)希少疾病医薬品に指定された薬剤の中で費用効果性に関する資料の提出が難しい薬剤の場合は、経済性評価資料(費用効果性資料)提出を免除	
関係部処 担当者	保健福祉部 保険薬剤課イ・ユンシン事務官 044-202-2753	
検討 意見	検討結果	部分受入
	検討内容	<input type="checkbox"/> 「希少疾患治療剤の経済性評価特例制度」の新設を推進中(2014年12月17日、報道資料「薬価制度改善に向けた施行規則・告示改正案の立法予告」を配布) <input type="checkbox"/> 代替剤が無いか患者数が少なく相対的に根拠生成が困難な希少疾患治療剤の場合は経済性評価資料の提出を免除する改善案*をまとめた * 健康保険審査評価院の内部規定である「薬剤の療養給付対象可否などの評価基準及び手続きに関する規定」の改正を推進中(2015年2月2日~2月21日改正予告) -改善内容:①臨床的必要度、②根拠生成の厳しさを同時に満たす希少疾患治療剤として、③3ヶ国(A7基準)以上で登載されている薬剤に限り「A7国の最低価格以下」水準で給付の適正性を認める
推進 計画	細部推進 計画	<input type="checkbox"/> 健康保険審査評価院内部規定の改正
	推進完了 予定日	<input type="checkbox"/> 2015年4月(施行)
	推進日程	<input type="checkbox"/> 改正予告に伴う意見検討(2015年3月) <input type="checkbox"/> 健康保険審査評価院内部規定の改正(2015年3月末)

<p>課題番号 57</p>	<p>(建議内容)後発品が2年間保険請求しない場合または許可取下げなどの理由で実質的に販売しない場合は最初登載製品の薬価を回復する</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>保健福祉部 保険薬剤課イ・ユンシン事務官 044-202-2753</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p>□ 後発品が登載されると先発品の薬価を調整することは、特許切れ及び代替可能な薬の参入により先発品の価値が一部下落し価格優待要因がなくなることを反映している</p> <p>○ 先発品は初めての後発品登載時の1回に限り調整される(100%→53.55%(但し、70%で1年間加算)</p> <p>○ また、後発品登載の際、後発品の製薬会社は販売予定時期*を提出し、薬価調整による意見照会を通じて先発品の製薬会社に疎明機会を提供している</p> <p>*例:即時販売、2016年1月1日など</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	

<p>課題番号 58</p>	<p>(建議内容)危険分担制の適用対象を①標準治療法がない医薬品、②標準治療法の失敗後に使用する医薬品にまで拡大する</p>	
<p>関係部処 担当者</p>	<p>保健福祉部 保険薬剤課イ・ユンシン事務官 044-202-2753</p>	
<p>検討 意見</p>	<p>検討結果</p>	<p>受入困難</p>
	<p>検討内容</p>	<p>□ 危険分担制は費用効果的医薬品を選別的に給付する原則(Positive system)を生かしながらも</p> <p>○ 代替剤がなく(治療的位置が同等の製品または治療法がない場合を含む)生存を脅かす程度の深刻な疾患への患者のアクセスを高めるため導入された</p> <p>*危険分担制対象薬剤: 次の条件のいずれかを満足しなければならない</p> <p>①代替可能か治療的位置が同等な製品または治療法がない抗がん剤、希少疾患治療剤として生存を脅かす程度の深刻な疾患に使われる場合</p> <p>②その他委員会が疾患の重症度、社会的影響、その他保健医療に及ぼす影響などを考慮して付加条件に対する合意が必要だと評価する場合</p> <p>□ 危険分担制施行(2013年12月～)初期(1年目)段階であるため、適用対象薬剤の拡大よりは制度運営に対するモニタリングが必要だと判断される</p>
<p>推進 計画</p>	<p>細部推進 計画</p>	
	<p>推進完了 予定日</p>	
	<p>推進日程</p>	